



平成 20 年 9 月

提案箱のご意見に対する病院からのご連絡

数多くのご意見、ご感想をお寄せいただきありがとうございました。
ここに、ご意見についての実施状況または回答をご報告申し上げます。

皆さまからのご意見

完全看護となっているのに家族に付き添いを頼まれるのはどうかと思います。夜のスタッフ数が少ないのなら、増員させるべきです。

当院の対応

大切なご家族の入院で、ご心労お察し申し上げます。

「完全看護」という言葉は戦後に一時ありましたが、昭和 33 年以降は基準看護制度に改められました。したがって、現在では全国的に完全看護という基準はありません。当院の入院基本料の基準は区分 A、実質配置 7 : 1 以上（看護師比率 70% 以上）と、国が定める最も手厚い看護の施設基準を満たしています。これは、1 日を平均すれば、入院患者さん 7 人に対して 1 人の看護師を配置しているということです。当院では施設基準に基づいて各病棟の年間 1 日平均患者数を算定し、必要な看護師を配置しています。各病棟の掲示板に、勤務帯ごとに勤務している看護師数をお知らせしていますのでご参照ください（深夜帯には、一つの病棟に看護師 2 ~ 3 人という場合もあります）。さらに、各病棟では曜日、夜勤帯などの業務量を勘案して、3 交代勤務に加え、時差出勤も取り入れた看護を行っておりますが、ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。

当院の付き添いの現状について申しあげます。看護は私達看護職員が行うものと考えています。しかし、患者さんの病状に応じて、急変の恐れがある、心身の安静を図るなどの目的のために、医師の許可を得てご家族が付き添う場合があります。看護師は患者さんにとってどうすることが良いのかを良く考え、患者さん、ご家族の想いをよく聴き、相談のうえ付き添いの手続きをするようにしています。付き添いの期間についても、ご家族の方と相談させていただいていると思います。このたびのご意見は、看護師長とご家族のコミュニケーションが十分にとれていれば、ご家族は納得して患者さんの側にいられたのではと思います。付き添っていらっしゃるご家族への配慮をしていきたいと思っております。病棟名が記載してありましたら、もっと詳しい事情が
わかると思いますので、次回からは、部署名だけでも
お聞かせくださいますようお願いいたします。



財団法人
倉敷中央病院

